

建設工事を発注する
民間事業者・施主の皆様へ

民間請負契約約款を是非ご活用 いただけますようお願いいたします。



請負契約が一方当事者に過度な義務や負担を負わせたものとならないように、国土交通省の定める発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインでは、民間請負契約約款※に沿った内容の契約書による契約締結が基本とされています。

上記ガイドラインでは、民間請負契約約款を修正して相手に過大な負担を負わせるような片務的な内容で契約することは、建設業法に違反する可能性があり、厳に慎むべきとされています。

建設工事の請負契約を締結する際は、民間請負契約約款に沿って契約していただけますようお願いいたします。



※民間請負契約約款：中央建設業審議会が作成した民間建設工事標準請負契約約款又はこれに沿った標準的な約款（民間（七会）連合協定工事請負契約約款等）

民間請負契約約款のポイント

① 契約当事者の対等性確保

② 紛争の未然防止・解決

③ 法令違反の防止

① 対等性確保

民間建設工事標準請負契約約款は、学識経験者や、発注者・受注者それぞれの代表者で構成される中央建設業審議会が公正中立な立場で作成し、発注者・受注者双方の関係者に実施を勧告したものです。これに沿った標準的な約款を含め、当事者の対等性が確保された内容となっています。

② 紛争未然防止等

当事者間のリスク分担や権利義務等のルールがあらかじめ明確にされており、紛争の未然防止に役立ちます。また、当事者間に紛争が生じた場合の解決方法についても定めています。

③ 法令違反防止

建設業法が定める請負契約書の法定記載事項が、もれなくカバーされています。また、法令上の禁止事項等も規定されているため、法令遵守にも資するものです。

民間請負契約約款は、令和7年12月12日に改正されました。詳細は裏面へ



国土交通省



日本建設業連合会



全国建設業協会



全国中小建設業協会

主な改正内容

第三次担い手3法の全面施行(令和7年12月12日)等を受けて、民間建設工事標準請負契約約款について所要の改正が行われました。

○請負代金内訳書に明示する項目が追加されました

- ▶法定福利費に加えて、材料費・労務費・安全衛生経費・建退共掛金を追加

○労務費等の支払いに関するコミットメント条項が新設されました

- ▶「労務費に関する基準」の実効性を確保するため、労務費や賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示に関する条項（コミットメント条項）を新設（※契約当事者の任意で利用できる選択条項）

○契約変更に関する規定が追加されました

- ▶契約変更請求ができる場合の追加
 - 主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加
- ▶変更協議の申出や誠実協議に関する規定の追加
 - 契約変更請求を行った場合、相手方に協議を求めることができる旨を明確化
 - 協議の申出を受けた者は、誠実に協議に応じるよう努める旨を規定
 - 変更協議の申出や応答は、書面により行い、請求に応じるか否かは、理由も明示して回答する旨を規定（※契約当事者の任意で利用できる選択条項）
- ▶請負代金の変更方法に関する規定の追加
 - 請負代金を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、価格等の変動内容を考慮する旨を明確化

改正後の民間建設工事標準請負契約約款はこちらから

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

また、民間(七会)連合協定工事請負契約約款についても、令和7年12月12日付けで改正されています。

民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会 <https://www.gcccc.jp/>

